

安来市地球温暖化対策地域協議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づく安来市地球温暖化対策地域協議会の委員（以下「委員」という。）の公募について、安来市地球温暖化対策協議会設置要綱（平成21年6月8日告示第95号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募の人数)

第2条 公募委員の人数は、7人以内とする。

(公募の期間)

第3条 公募の期間は、令和7年2月10日から令和7年2月28日までとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(応募資格)

第5条 公募委員に応募しようとする者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地域における地球温暖化対策に熱意を持って取り組める者
- (2) 安来市に居住または勤務している者
- (3) 年齢が20歳以上である者

(応募方法)

第6条 公募委員に応募しようとする者は、安来市地球温暖化対策地域協議会委員応募申請書（別記様式）に必要事項を記載し、提出する。

(選考)

第7条 公募委員の選考については、書類選考とするが、必要に応じて面接を行うものとする。

(特例)

第8条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込者が公募人数に満たなかったとき
- (2) 任期の途中において、何らかの事情により欠員が生じたとき

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。